山剣連第２１９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年１月２９日

各地区剣道連盟会長　様

　剣道関係団体　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(一財)山口県剣道連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　茨　木　　貴

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[公印省略]

 県内大会、稽古に関する方針について

 平素から、当連盟の事業に対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

 会員の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策に対し、ご理解ご協力を賜り心より感謝を申し上げます。

 さて、剣道に係る新型コロナウイルス感染事案が発生したところであり、当分の間は、下記方針によるので各地区剣連の会員に徹底をお願いいたします。

 記

１　大会等を開催する場合

　各地区で剣道大会等の行事を開催する場合は、事前に県剣道連盟事務局に相談し、感染防止対策を講じること。

なお、２月開催予定の行事があれば、中止又は延期をお願いいたします。

２　大会・稽古会・講習会の開催・参加

　⑴　稽古にあたっての留意事項

　剣道稽古会の開催・参加に当たっては、本県剣連が定めた「稽古再開にあたっての留意事項」の内容を遵守すること。（別添１）を参照

　⑵　出稽古・交流稽古の抑制

県内外を問わず地区を超えた交流・出稽古は当面禁止とする。

各地区での稽古は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、開催・中止の判断をお願いいたします。

⑶　基礎疾患、高齢者の参加の検討

 　基礎疾患のある者や高齢者の参加は、個人毎に慎重に判断すること。

⑷　参加見合わせ事項に該当する者の参加見合わせ

　　「参加者チェック表」（別添２）に記載のある「参加見合わせ事項」に該当する者は、可能性がある場合を含めて参加しないこと。

　　なお、提出する参加者チェック表については、チェックが形骸化しないよう記載事項をよく確認して記載すること。

 ⑸　体温測定

団体で稽古を行う場合は、開催責任者において、到着時に非接触式体温測定器等を使用し、体温測定を実施し発熱等が認められる場合は参加させないこと。

⑹　マスク、面マスク、飛沫防止シールドの着用

 ①　剣道の場合

ア　面マスク、飛沫防止シールドの着用

　　　　　大会・稽古会に参加する場合は、面マスク、マウスシールドを着用すること。

アイシールドについては、基礎疾患がある者及び高齢者は着用すべきで、その他の者は、着用することを推奨する。

イ　剣道の面マスクは、口・鼻を覆うものを着用

大会及び稽古は、原則、「口・鼻を覆うもの」を着用とするが、稽古の場合は、鼻を出すことを可とする。なお、稽古に参加する場合は、他の参加者への感染防止、自らの感染防止のため極力鼻まで覆う面マスクを着用していただくようお願いいたします。

　　　ウ　面マスクを外した場合

　　　　　面マスクを外している場合は、不織マスク等のマスクを必ず着用すること。

　　②　居合道・杖道の場合

　　　　面マスク又は不織マスク等を必ず着用すること。

　　③　その他

　　　　水分補給時にはマスクを外すが、その際には会話はしないこと。

　⑺　換気の徹底

窓の開放、定期的に窓を開放するなど密閉状態にならないようにすること。

⑻　消毒液の配置及び持参

剣道等の行事を開催する場合は、手指を消毒する消毒液を配置すること。また、参加者は、個人用の消毒液を持参すること。

⑼　手洗い等の実施

稽古の休憩中および終了後は、努めて手洗い、うがいを行うこと。

　⑽　車両による会場への移動

　　　同乗者がある場合は、マスクを着用し会話は控えること。

　　　また、密にならない方法で同乗すること。

⑾　感染が判明した場合の対応

 　主催者及び県剣連に速やかに報告すること。

⑿　その他

 　剣道具、タオル等の共用の禁止

　　　更衣室においては、密閉空間となる可能性が高いので、３蜜の防止とマスクの着用を確実に行うこと。

３　配意事項

⑴　面マスク、シールドを着装しての稽古となるため、適宜な休憩、水分補給等特段の配意をすること。

　　また、健康を害することのないよう通常の稽古時間より時間を短縮するなどの配意をすること。

なお、面マスク、シールドを着用しての参加となることから、大会・稽古の主催者・責任者は、安全管理に特段の配意をすること。

⑵　「３密」を回避

　　　大会・稽古等に当たっては、３蜜防止を図る工夫をすること。

　　　特に、開始前、休憩中、終了後に密集しての会話をしないよう、また、させないようにすること。※主催者において注意喚起の必要がある。

⑶　飲食等の自粛

　　行事開催に当たって、会食等は避けるようにすること。昼食をとる必要がある場合は、密集状態にならないようにすること。

　⑷　保護者の承諾

　　　少年が稽古に参加する場合は、必ず保護者の承諾を得ておくこと。